

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26350378

研究課題名(和文) NPO等との市民協働による文化財政策実現のための基礎的研究

研究課題名(英文) On fundamental research to realize the policy of cultural property in collaboration between government and citizen

研究代表者

馬場 憲一 (BABA, Kenichi)

法政大学・現代福祉学部・教授

研究者番号：60328903

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：日本における行政と市民との協働による文化財政策を考えていくと、一方の当事者である文化財支援団体が極めて脆弱な財政基盤の上に成り立っている組織で、当該文化財への関わり方に継続性や行政との協働という点で多くの課題を抱えている状況を明らかにした。英国との比較においては国情や制度の違いもあるが、文化財支援団体のあり方や文化遺産保護の手法について理解ができ、文化財政策を展開する上での示唆を得ることができた。本研究を通して、市民協働の文化財政策を実現していく上での課題を提示することができた。

研究成果の概要(英文)：I studied about the cultural property policy by administrating and collaboration with citizens in Japan. As a result, I understood that cultural property supporting organizations made by citizens are organized on an extremely vulnerable financial base. And it revealed the situation that has many problems in continuation of the organization and collaboration with the administration. By comparison between Britain and Japan with differences in national circumstances and system, it was possible to obtain suggestions on cultural property supporting organizations and methods of protecting cultural heritage. Through this research, I was able to present challenges in realizing the cultural heritage policy of collaboration between the administration and the citizens.

研究分野：文化財政策学

キーワード：文化財政策 文化財 文化遺産 NPO法人 文化財支援団体 市民協働

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本国内には1990年代後半に至ると市民の文化財ガイドボランティアへの関心など、文化財の保存・活用に市民が積極的に関わり支援していこうという意識が芽生えてきていた。特に1998年には市民活動を支援・促進するための「特定非営利活動促進法」(通称「NPO法」)が制定されて以降、認証を受けて文化財の保存・活用に支援する活動を行っているNPO法人やNPO法人ではないが、身近にある文化財に対し任意で保存・活用に支援している市民の活動団体も数多く誕生してきていた。

(2) 1990年代以降の社会状況を踏まえ、市民によって構成された文化財支援団体の活動とどのように向き合い、当該文化財支援団体が関わる文化財を地域社会の中で真正性を担保しながら、どのように保存・活用していくべきなのか、文化財政策を担う行政の現場にとっては極めて大きな政策課題となっていた。

## 2. 研究の目的

(1) 現在、行政主導の文化財政策に対し、市民との協働を視野に入れた新しい文化財政策の展開が強く求められている。そのような中で文化財の保存活用に目的に結成されたNPO等の市民によって組織された文化財支援団体の活動が活発となっている。しかし、それら文化財支援団体は行政と市民との協働による文化財政策を推進し「新しい公共」を担うパートナーとして注目されているにもかかわらず、それら団体の学術的視点からの実態解明はまったく行われていない。

(2) 本研究は21世紀を迎えた今日、市民との協働による文化財政策の実現のために重要な研究課題となっているNPO等の文化財支援団体の実態を「文化財政策学」という学問領域から究明し、先進的な取り組みが試みら

れている英国との比較研究を通して、市民との協働による新たな文化財政策の可能性とそのあり方を探ることを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) 日本国内で活動している文化財支援団体のうちNPO法人の認証を受けて運営されている団体の実態把握をするため、文化財支援団体の活動内容等から本研究の目的にもとづく調査対象となり得るかについて検討し、調査対象とすべきNPO法人の文化財支援団体を選定した。選定したNPO法人の文化財支援団体としての活動をサンプリング調査し、それら団体に対して実施するアンケート調査のため、団体の名称・所在地・法人認証年月日・代表者氏名・役員数・会員数・会費・財政規模、団体の目的、設立経緯、団体の活動内容、活動対象としての文化財の種別と名称、活動対象としている文化財の歴史的根拠の検証、行政との協働の有無、活動継続のための人材育成、文化財支援団体と行政との協働の現状と課題などの設問項目を盛り込んだ調査票を作成した。研究対象として選定したNPO法人認証の文化財支援団体に対し、アンケート調査票を郵送して回収した。

(2) 英国、フランス、ベルギーなどにおいて民間レベルで文化遺産の保存・活用にどのように行っているのかその実態を現地調査した。特に英国では文化遺産の保存・活用に目的に運営されている文化遺産支援団体の実態を把握するため、英国内の各地を訪れ、現状把握と関係資料の収集を行った。

(3) アンケート調査等から日本国内の文化財支援団体の実態を分析し、現地調査した英国における文化遺産支援団体の現状とを比較研究し、日本における市民との協働による文化財政策の可能性とそのあり方を探った。

## 4. 研究成果

### (1) 文化支援団体の概要

調査対象とした文化財支援団体の 36 団体の概要をみていくと、以下のような状況であった。

所在地からみると、福島県 1 団体、宮城県 1 団体、茨城県 2 団体、群馬県 1 団体、千葉県 1 団体、東京都 6 団体、神奈川県 1 団体、新潟県 2 団体、長野県 2 団体、静岡県 5 団体、愛知県 1 団体、滋賀県 1 団体、奈良県 3 団体、大阪府 2 団体、兵庫県 1 団体、山口県 2 団体、福岡県 1 団体、熊本県 3 団体となっており、東北(2 団体)・関東(11 団体)・中部(10 団体)・近畿(7 団体)・中国(2 団体)・九州(4 団体)で北海道・四国を除く日本各地で NPO 法人格を持つ文化財支援団体が活動していたことがわかる。しかしそのうち関東・中部・近畿の各地域に占める割合は、約 8 割であった。

文化財支援団体の NPO 法人としての認証は NPO 法が成立してから 4 年後の 2001 年に 3 団体が認証されて活動を開始していたが、2005 年以降その数は急激に増え、調査時点(2015 年)では全体の 8 割弱が 2005 年～2013 年の間に NPO 法人となっており、文化財支援団体としてはその歴史が浅いことがわかった。文化財支援団体の会員数は最大で 2500 名、最少で 10 名と団体によって会員数は大きく異なっていたが、平均で 1 団体あたり 217 名で、会費についても最高で 1 万 2000 円を徴収する団体(2 団体)がある一方で、会費無しという団体(4 団体)もあり、会費は 1 人あたり平均 4000 円弱であった。役員数は計 40 名(理事 34 名、監事 2 名、その他 4 名)という多人数を擁する団体もあったが、平均で約 11.5 名であり、9 割以上の団体では役員は無給で運営は一定の規律をもってボランティア的に行われていたことがわかった。そのことは事務局スタッフの点についてもみられた。36 団体のうちスタッフを有しない団体は 7 団体(全体の 2 割)を占め、スタッフを有していたのは 29 団体であったが、うち 15

団体はスタッフの報酬は無給で、有給の 14 団体のスタッフ平均報酬は年間 80 万円弱と少なく、この点にも日本の文化財支援団体の運営がボランティア的なものである状況が窺われた。

### (2) 文化支援団体の財務状況

文化財支援団体の財務状況をみていくと、以下のようなことが明らかになった。

文化財支援団体の収支状況を全団体の平均から分析していくと、1 団体あたり 1 年間の収入は平均で約 856 万円であり、支出は平均約 835 万円となっており、いずれの団体も収支決算はバランスがとれていて収支状況は健全であったことがわかった。文化財支援団体 36 団体全体の収入状況をみていくと、もっとも低い収入金額は 0 円で 2 団体あった。そのような団体も含め、収入金額で文化財支援団体をランク付けしていくと、0 円以上～200 万円以下 17 団体、200 万円以上～500 万円以下 7 団体、500 万円以上～1000 万円以下 0 団体、1000 万以上は 12 団体で、ほぼ約半数の文化財支援団体が収入金額は 200 万円以下となっていた。収入に対応する支出金額についてみても、支出金額はほぼ同額となっており、文化財支援団体の財務状況は全体の 3 分の 2 にあたる 22 団体において 200 万円以下で文化財支援団体の財務規模はそれほど大きいものではなく脆弱財政基盤の上に成り立っていたことがわかった。

### (3) 文化財支援団体の活動内容

文化財支援団体の活動目的をみていくと、大半の団体が①文化財の保存・活用をメインとしているが、②文化財ガイド、③国際協力、④文化芸術の振興、⑤伝統的建築技術保存、⑥書物の保存などにも重きをおく団体もあり、多様な目的を有して活動していたことがわかった。活動対象としている主な文化財の分野は、⑦建造物 17 団体、⑧史跡 3 団体、

㉔建造物と史跡 3 団体、㉕史跡とその他の文化財 2 団体、㉖民俗文化財 5 団体、㉗埋蔵文化財 2 団体となっており、建造物・史跡・民俗文化財・埋蔵文化財など野外にある不動産文化財や民俗文化財を対象とする活動が行われていたことが明らかになった。活動対象としている文化財のオーセンティシティ(真正性)の検証を文化財支援団体自身が行い文化財保存活用の活動にどのように位置づけているのかについては、文化財支援団体の活動に学術性を担保する上で非常に重要な意味を持っている。その点については文化財保存団体の 22 団体がいろいろな方法を用いてそのオーセンティシティの検証を実施していたが、約 3 分の 1 にあたる 13 団体では検証を行っていないことが判明し、文化財支援団体の活動が学術性の面でやや課題があることがわかった。

#### (4) 文化財支援団体の持続可能性

文化財支援団体が「新しい公共」を担うパートナーとして注目されているとの観点から団体としての継続性について分析した。その結果、団体の活動維持のために行っている取り組みについては「行っている」と回答した団体は 36 団体のうち 28 団体(全体の約 8 割)が継続のための努力をしていることがわかった。また、文化財支援団体が団体の活動を続けるための人材育成について「行っている」と回答したのは 20 団体のみであり、全体の 4 割以上の団体では人材育成は行っておらず、文化財支援団体の継続性についてやや課題があることが明らかになった。この文化財支援団体の継続性については、NPO 法人認証の文化財支援団体に対してアンケート調査を郵送で実施した折に、発送したうちの 27 団体(全体の約 2 割)から「居所不明」としてアンケートを封入した郵便物が戻ってきていたという事実からも推測できる。郵便物の「居所不明」での返送からだけでは、

その継続性を断定的に論じることはできないが、少なくとも団体の事務局機能の不安定さが垣間見え、日本における NPO 法人の認証を受けて活動している文化財支援団体については団体としての持続可能性という点で問題があることが具体的に理解できた。

#### (5) 文化財支援団体と行政との協働関係

文化財支援団体が活動対象としている文化財のうち、市町村・都道府県・国などの行政機関が指定・登録・選定などを行っている文化財の件数は 19 件であり、19 の文化財支援団体(団体全体の約半数)が活動対象としている文化財を通して行政との関わりを持っていることが想定できた。そのような中で行政との協働で何らかの事業を展開している団体は 29 団体で団体全体の約 8 割が行政との協働関係を持っていたことがわかった。そして、そのような協働関係の中で行政との現状と課題について意見を聴取したところ 24 団体から意見が寄せられた。主な意見としては、「ここ数年、行政の対応、取り組みが変わってきた。役割分担ができてきたと思う」「官民一体となって古き良きものを守り維持していくという風潮がある」というように、行政との取り組みとの現状を評価し行政との対応を肯定的に捉えている団体の意見もあった。さらに「行政が前面に出ないと消滅させられる危機が高い。史跡保護にあたる職員が少ない」「行政とのつながりをもつきっかけが少ない」「住民の文化財保護への関心は低く行政との協働に時間がかかる」というように、行政とのつながりや協働に現状では課題があるが、文化財保護に対する行政への期待の声も聞かれた。このように行政との協働を評価し期待する一方で、圧倒的に多く聞かれた意見は「行政主導で文化財保護するには行政職員の意識が低く限界がある」「文化財の利活用について、行政と認識の隔たりが大きく協働ができない」「『官』の側には、ど

うしても『民』に対し下請け的な意識がある」「行政の文化財担当者の意識が低く、どのような提案を行っても難しい」「行政主導は公的資金による最低限の保全のみで積極的な商業活動と結びついた観光などに活かしていない」「行政機関に専門職員が不足していて文化財は後回しになっている」「民間が行政の手足(しかもタダ働き)となってしまう、行政の意識の低さを危惧する」というものであり、行政への不信と行政職員の意識の低さへの不満など文化財支援団体構成員と行政との間には大きな隔たりがあり、それら意見から行政との協働関係をみていくと、行政側との信頼関係を構築していくことに大きな課題があることが明らかになった。

#### (6) 英国の文化遺産支援団体の状況

英国では Saltaire、Belper、Cromford、Carlisle、Sheffield、Leeds、Newcastle、Glasgow 近郊 New Lanark、Lancaster、Blaenafon、Cardiff、Totnes、St Just-in-pendeen、Plymouth などの地域に現存する文化遺産と文化財支援団体を訪れ現状調査と資料収集を通して、英国で運営されている文化財支援団体の現状把握に努めた結果、以下のような状況にあることが明らかになった。英国の場合、広域的な文化遺産保護活動をする文化遺産保護団体として National Trust や English Heritage が広く知られているが、それ以外に各地にある文化遺産に対しては法人格を有し確固たる財政基盤を持つ文化遺産支援団体が当該文化遺産を博物館としての活用やその博物館活動と一体化した中で保存・活用をしている事例が多くみられ、行政との直接的な協働関係を確認することはできなかったが、野外にある文化遺産保護がそれら団体の活動によって公共性を担保しながら独立性をもって保存が図られており、これまでに培われてきた文化遺産保護という歴史と思想の中で「新

しい公共」領域が積極的に切り拓かれてきている現状にある。

#### (7) まとめ

日本における文化財支援団体の現状と課題を、それらに関わる当事者に話を聞き市民協働による新たな文化財政策の可能性とそのあり方を具体的に解明することができた。英国との比較においては国情や制度の違いもあるが、文化財支援団体のあり方や文化遺産保護の手法などについて示唆に富む研究成果を得ることができた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

馬場 憲一 (BABA, Kenichi)  
法政大学・現代福祉学部・教授  
研究者番号：60328903